

交渉(全労働京都支部)議事概要(令和3年7月15日)

京都労働局長(当局)は、令和3年7月15日(木)、全労働省労働組合京都支部執行委員長(全労働京都支部)と交渉を行った。

この交渉の概要は以下のとおりである。

1 【全労働京都支部】

労働行政の体制を確保するために、年齢構成から生じる中長期的な課題に対する認識及び対応方針を明らかにすること。

【当局】

働き方改革の推進、長時間労働の抑制や適法な労働条件の確保、女性の活躍推進、非正規雇用労働者の雇用の安定等、取り組むべき施策を多くのベテラン職員が担っている。今後、経験が浅い中でも最大限のパフォーマンスが発揮できるよう、研修を充実するとともに、5年後、10年後を見据えた若手職員の育成を図ってまいりたい。

2 【全労働京都支部】

「給与制度の総合的見直し」に伴う現給保障の廃止や退職手当の削減、宿舍費用の値上げや扶養手当の引き下げなど、職員の処遇が改悪される中で、諸手当の改善を図るとともに、同一労働同一賃金の観点から、非常勤職員及び再任用職員の処遇改善を図ること。

【当局】

俸給表水準の引き下げや地域手当の支給割合見直し等は、職員の生活設計に大きな影響を及ぼし、士気にもかかわるものと認識している。

職場の実情や職員の給与の支給実態、生活実態等を踏まえた適切な措置が講じられるよう関係機関に要望してまいりたい。

3 【全労働京都支部】

ハローワークシステムの2次リリースによってオンライン自主応募、オンライン相談・紹介が可能となることをふまえ、ハローワークの役割・意義を果たすための適切な処置を講じること。

【当局】

本年9月のハローワークシステムの追加リリース(第2弾)は、利用者の多様なニーズに対応したサービスを展開する考えのもと、職業紹介業務の充実・強化を図ることとしているが、来所する求職者には、これまで以上に付加価値の高い相談等を行っていくことが必要であり、求人票に記載されている以上の企業情報の収集や求職者に積極的に提供できるようハローワーク利用者に対するサービスを充実・強化するための体制整備を図ってまいりたい。